

末広町一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により、令和元年9月26日付けで末広町一丁目地区市街地再開発組合設立発起人から申請のあった市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づき公告する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定に基づき、公告のあった日から起算して30日以内に大分市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならないので留意されたい。

また、申告があった場合は、その内容を申請者へ通知するものとする。

令和元年10月10日

大分市長 佐藤 樹一郎

1. 設立予定の組合名称

末広町一丁目地区市街地再開発組合

2. 施行地区となるべき区域の名称

大分市末広町一丁目2番、4番、5番、6番、7番、7番1、8番、9番、10番、11番3、12番、13番、14番、15番、18番、18番1の一部、19番、20番、21番、22番、23番、24番1、24番2、25番、34番1の一部、41番1の一部
大分市要町1000番1の一部

3. 施行地区を表示する図面の縦覧場所

大分市荷揚町2番31号
大分市役所本庁舎7階 都市計画部 まちなみ企画課

4. 縦覧期間

令和元年10月10日から令和元年10月24日まで
（ただし土曜日、日曜日及び祝日は除く）

5. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで